

# 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和8年1月1日～ 令和12年12月31日までの 5年間

## 2. 内容

目標1：計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上とする。  
男性社員・・・取得率50%以上  
女性社員・・・女性社員全体と有期雇用の女性社員それぞれについて、  
取得率80%以上

### <対策>

- 令和8年 1月～ 各職場における休業者の業務カバー体制の検討（代替要員の確保、業務体制の見直し、複数担当者制など）・実施

目標2：全社員の時間外・休日労働時間の平均を毎月30時間未満とする。

### <対策>

- 令和 8年 1月～ 管理職を対象とした意識改革のための研修を2回実施
- 令和 8年 2月～ 業務量の見直し、DX化による事務の効率化などの取組実施
- 令和 8年 2月～ 各部署における問題点の検討及び研修の実施

目標3：中学修了前の子を養育する社員に対して、柔軟な働き方を実現する措置として時差出勤制度、テレワーク及び短時間勤務制度を導入する。

### <対策>

- 令和 8年 1月～ 制度導入  
全社員へ柔軟な働き方を実現する措置としての時差出勤制度、  
育児のためのテレワーク及び短時間勤務制度の周知